

※法律等は随時変更されます。必ず最新の法律をご確認下さい。弊社にお問い合わせの際は、「〇年〇月号No.〇」のように、番号にてお問い合わせ下さい。

1 割増賃金の算定における在宅勤務手当の取り扱いについて



公表日：2024年4月5日



法案 成立済 施行済



労働基準法

2024年4月5日に、厚生労働省より、いわゆる在宅勤務手当に関する通達が公表された。在宅勤務手当が実費弁償と整理され、割増賃金の基礎となる賃金への算入を要しない場合の取扱いが今回の通達で示されている。実費弁償が認められる計算方法は下記URLをご参照いただきたい。

在宅勤務手当を上記計算方法によって実費弁償として扱う場合、割増賃金が上昇することがないことと、手当分が非課税となることで、費用面でのメリットがある。

一方、計算方法が煩雑であるため、管理部門の工数負担の増加が懸念される。また、既に割増賃金の基礎に算入している在宅勤務手当を、実費弁償に該当するものとして割増賃金の基礎に算入しないこととする場合、割増賃金額が減少することとなり、労働条件の不利益変更に当たる。規定変更による一方的な労働条件の不利益変更には、変更の必要性・労働者が甘受すべき不利益の程度・労使交渉の状況等の事情に照らして合理的である必要がある。仮に上記に沿わない方法で実費弁償であると位置づけ割増賃金の算定基礎から除外した場合、在宅勤務手当が計算基礎に含まれていない分、未払い賃金が発生する恐れがある。

【厚生労働省通達】 <https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T240409K0010.pdf>

【在宅勤務に係る費用負担等に関するFAQ（国税庁）】 <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/pdf/0020012-080.pdf>

2 外国人雇用状況の届出内容についての一部改正



施行日：2024年6月10日



法案 成立済 施行済



入管法・労働施策総合推進法等

2023年に入管法が改正された。この改正に伴い、労働施策総合推進法に基づく「外国人雇用状況の届出」についても、追加の対応が必要となる。雇い入れる外国人が、(1) 在留資格を有しておらず、(2) 仮滞在中又は監理措置下で報酬を受ける活動を行う許可を受けている場合には、これらの許可を受けている旨を届け出る必要がある。実際に対象になり得る外国人は、難民申請中一定期間を経過した者である。

外国人雇用状況の届出を怠った場合や虚偽の届出を行った場合、30万円以下の罰金が科せられる恐れがある。また、不法就労に加担した場合、3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金又はその併科となる恐れがある。その外国人が不法就労者であることを知らなくても、在留カードの確認をしていない等の過失がある場合は処罰の対象となる。また、その行為者だけではなく、法人・雇用主等も罰金の対象になる。

【令和5年入管法等改正について】 https://www.moj.go.jp/isa/policies/bill/05_00036.html

【入管法等改正法の概要等】 <https://www.moj.go.jp/isa/content/001404358.pdf>

人事労務トピックスの内容について、**オンライン無料相談**を受け付けています。

ご希望の方は、jinjic@attax.co.jp まで「人事労務トピックス無料相談希望」の旨を明記の上、お問い合わせください。

※日程調整は承りますが、ご希望に沿えない場合がございます。予めご了承ください。